

令和元年度 第2回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時:令和2年3月11日(水)

午前10時30分～正午

場所:ホテルルビノ京都堀川

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

公契約大綱の見直しについて

4 閉 会

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

令和元年10月13日時点

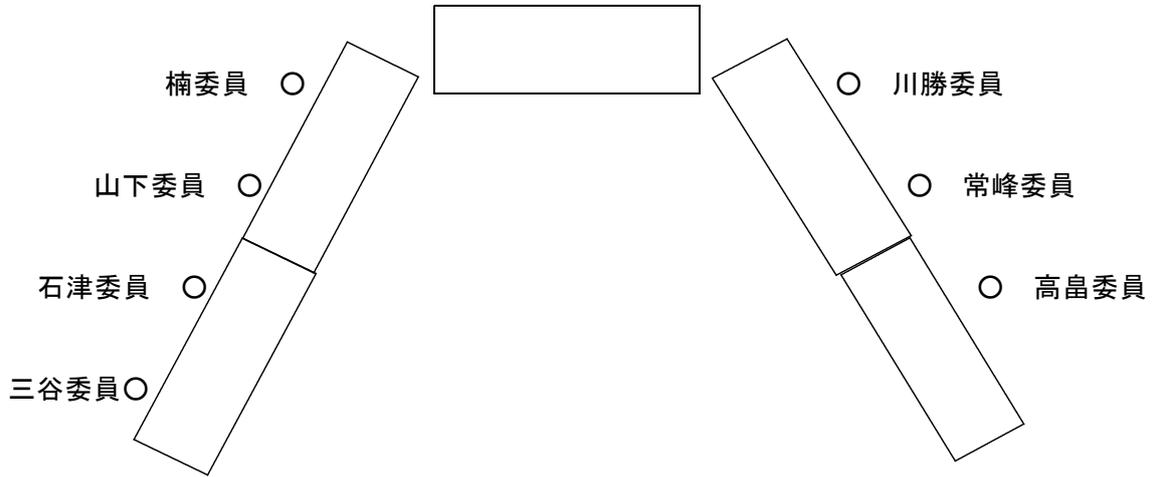
役職	委員名	現職	摘要
委員	いしづ ともあき 石津 友啓	京都経営者協会専務理事	
	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授	
	くすのき しげき 楠 茂樹	上智大学法科大学院教授	
	たかはた じゆんこ 高 畠 淳子	京都産業大学法学部教授	
	つねみね かずこ 常峰 和子	公認会計士	
	みたに しげる 三谷 茂	記者（元京都新聞論説委員）	
	やました のぶこ 山下 信子	弁護士	

任期：令和元年10月13日～令和3年10月12日

（敬称略、委員は五十音順）

令和元年度第2回京都府入札制度等検討委員会 座席図

日時：令和2年3月11日(水)
場所：ルビノ京都堀川 朱雀



(事 務 局) 1列目

○堀本担当課長
○関西理事
○佃副部長
○浅野課長
○西村担当課長
○植田主幹

(事 務 局) 2列目

○ ○ ○ ○ ○ ○

一般傍聴席 3列目

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記
者
席

出入口

3. 公契約大綱の見直しについて

① 新・担い手3法と公契約大綱	P1
② 建設業の現状	P6

(参考) 新・担い手3法改正に伴う主な取組 (公契約大綱、元下指針)

入札契約制度等をめぐる社会的要請の変化

◎公共調達に関する基本的な要請

- ①良質な社会資本の経済的整備
- ②地域の雇用の安定化、地場産業の振興等
- ③競争の健全化・適正化
- ④受注者と発注者の関係の適正化 (京都府公共調達検討委員会報告書(H22.3)より)



◆公契約大綱策定(平成24年5月)とその運用

「公正な競争」
「地域経済への配慮」 のバランスがとれた入札契約制度
「安心・安全の確保」

- ①健全な競争環境を確保する取組
- ②地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組
- ③下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組
- ④事業活動における社会貢献を確保する取組



◎新たな要請

- ①将来に渡る公共工事品質の確保
・若年層を中心とした担い手不足と長時間労働の常態化
- ②頻発する大規模災害への迅速な対応
・京都府南部豪雨(H24)、熊本地震(H28)、西日本豪雨(H30)、大阪北部地震(H30) など府域を含め全国各地で立て続けに発生
→良質なインフラ整備、災害からの安心・安全を支える担い手の維持・育成(将来に渡り、安心・安全に対する対応力強化) が課題



◆新・担い手3法(※)成立(令和元年6月)

- ①働き方改革の推進
- ②生産性向上への取組
- ③災害時の緊急対応強化などの措置

※「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を一体的に改正したもの

公契約大綱の見直し

◎府の基本方針

担い手3法の改正内容のうち、公契約における受発注者関係の更なる適正化等へ向けて取組の拡充を行うものについて、大綱に反映させるため、見直しを行う。

◎公契約大綱に反映させる新担い手3法の内容

①適正な工期設定

- 従事者の週休2日、準備・後片付け期間、天候等の実施困難日数等を考慮した工期設定
- 現場の状況に応じた適切な設計変更 他

現状	・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」により工期を設定 ・出水期等の制約により一部十分な工期を確保できていないケースも存在
----	--

②施工時期の平準化

- 繰越明許費・債務負担行為の活用(翌年度に渡る工期の設定)
- 発注見通しの統合・公表の実施 他

現状	・繰越手続の前倒し、債務負担等を活用 ・平準化率は改善傾向 (詳細は別紙)
----	--

③生産性の向上

- 調査等、施工、検査、維持管理等における情報通信技術の活用
- 3次元データの活用による工事関係情報の可視化・集約化、受発注者間での共有化 他

現状	・ICT活用工事を試行し、これまでに10件実施
----	-------------------------

④災害等緊急時の適切な入札・契約方法

- 手続の透明性等に留意した随意契約、指名競争入札の活用
- 予定価格に起因した不調・不落対策として、入札参加者からの積極的な見積の活用

現状	・崩土除去、被災拡大防止工事など緊急性の高い工事は随意契約で対処
----	----------------------------------

公契約大綱（修正案）	
はじめに	
I 目的	
II 基本方針	
◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保	
◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保	
◇談合その他の不正行為の排除	
◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮	
◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保	
◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価	
◇公契約からの暴力団排除の徹底	
◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除	
◇事業活動における社会貢献の促進	
III 府が取り組むべき内容	
1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	修正
◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札の実施	追加
◆ <u>工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等の設定</u>	追加
◆ <u>翌年度に渡る工期の設定など必要に応じた取組による施工時期の平準化</u>	追加
◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策の実施	
◆談合その他の不正行為の排除	
◆ <u>最低制限価格制度の適切な運用による行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応強化</u>	
◆ <u>災害等緊急性に合わせた適切な入札及び契約の方法を活用</u>	追加
2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進	
◆府内企業（府内に本店を置く企業）を原則とした発注（府外発注の場合、理由の説明責任）	
◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価・育成	
◆ <u>情報通信技術の活用、新技術・新工法の導入推進等による生産性の向上</u>	追加
◆ <u>京都府暴力団排除条例に基づく暴力団排除の徹底</u>	
◆物品調達における府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の受注機会の増大	
3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保	
◆労働関係法令等の遵守徹底	
◆元請下請関係の適正化推進	
4 事業活動における社会貢献の確保	
◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業の評価	
◆環境負荷の低減に積極的な企業の評価	
IV 公契約の相手方に求める内容	
1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保	
◆労働関係法令等の遵守徹底	
◆元請下請関係適正化指針の遵守	
・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底	
・不適正事案における調査への協力	
・下請重層化の抑制	
2 事業活動における社会貢献の実施	
◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくり	
◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働	

■今後の進め方

意見を踏まえ修正内容を検討
（6月頃再度意見聴取予定）

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による
生産性向上

生産性向上 への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

新・担い手3法の概要(入札契約関係で拡充された主な取組)

	品確法(平成17年法律第18号) 〔公共工事の品質確保の促進に関する法律〕 改正法公布、施行 令和元年6月14日	建設業法(昭和24年法律第100号) 改正法公布 令和元年6月12日 ・第25条の27、27条の40、34条(建設業団体との連携調整等) 施行 令和元年9月1日 ・その他(著しく短い工期の禁止等) 施行 令和2年10月1日 ※技術検定関係 施行 令和3年4月1日	入契法(平成12年法律第127号) 〔公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律〕 改正法公布 令和元年6月12日 ・第17条(適正化指針関係) 施行 令和元年9月1日 ・その他(著しく短い下請契約の通知) 施行 令和2年10月1日	
目的(改正なし)	公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与	公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る	
対象	・公共工事に関する測量・調査・設計業務を追加			
基本理念	<p>(品確法のみ)</p> <p>公共工事の品質は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤の状況等工事に必要な情報が的確に把握され、適切な技術が活用されること ・災害応急対策、災害復旧工事等が迅速、円滑に実施される体制が整備されること ・下請契約を含め適正な請負代金額・工期による公正な契約を締結し、公共工事に従事する者の労働環境の適正な整備に配慮されることなどにより、確保されなければならない。 			
改正内容(拡充された取組等)	働き方改革	<p><発注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○休日、準備期間等を考慮した適正な工期設定 ○適切な設計変更(請負代金、工期) ○施工時期の平準化に必要な措置(債務負担行為、繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定等) <p><受注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正な請負代金、工期での下請契約 ○技能労働者等の労働時間等労働環境の改善 	<p>《受発注者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆著しく短い工期による請負契約の締結禁止 ※中央建設業審議会が工期の基準を作成 ☆工事を施工しない日等を契約書に記載 ☆工期、請負代金に影響を及ぼす事象の情報提供 <p><受注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○下請代金のうち、労務費相当部分の現金支払いへの配慮 <p>☆は義務</p>	<p><発注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ☆受注者が著しく短い工期で下請契約を締結した疑いがあるときは許可権者に通知 ○適正化指針における必要な工期の確保と施工時期の平準化の方策の規定
	災害時等の対応強化等	<p><発注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○労災保険料等を的確に反映した予定価格の設定 ○災害等通常の積算では対応困難なときの見積徴収の活用 ○緊急性に応じた随契、指名競争等の適切な選択 ○建設業団体との災害協定締結、他の発注者との連携 ○公共工事目的物の適切な点検、診断、維持、修繕等の実施 	<p><受注者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の建設業団体による建設業者と関係機関との連絡調整等 ○工事を適正に実施するための技術力等の向上 	
生産性向上	<p>《受発注者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信技術の活用による検査・評価の実施、公共工事等の施工の効率化 			

※下線あり: 令和元年12月1日現在施行済み

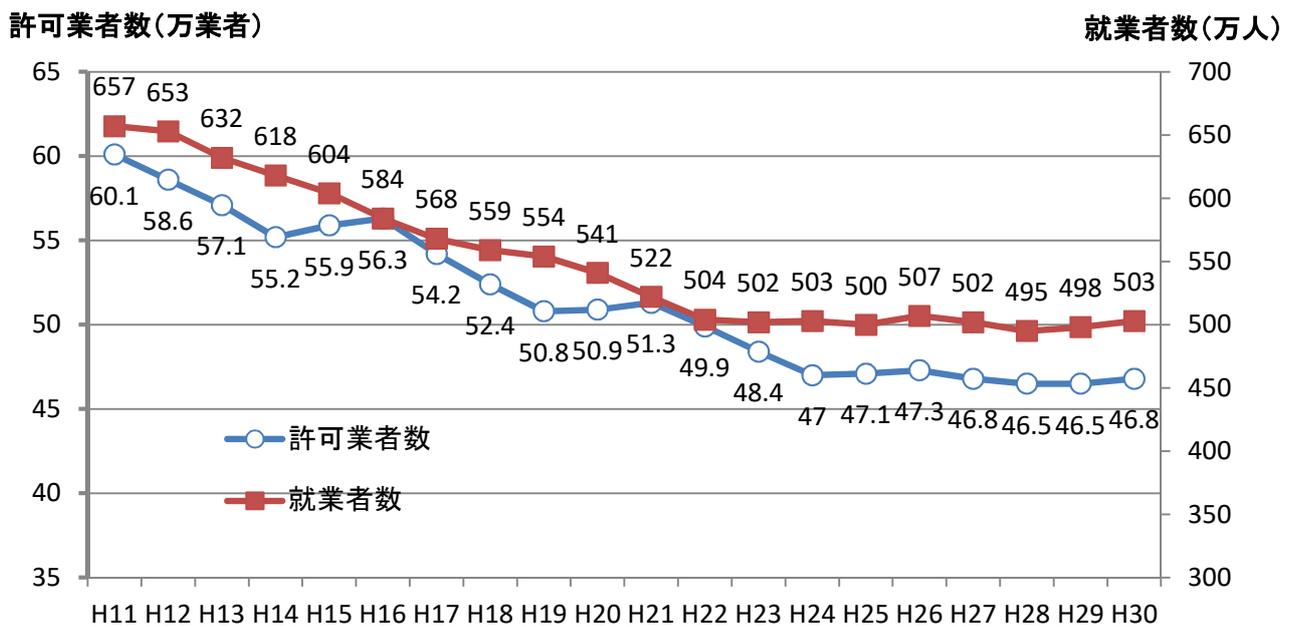
下線なし: 令和2年10月1日施行

※ゴシック表記: 公契約大綱に今回反映

建設業の現状

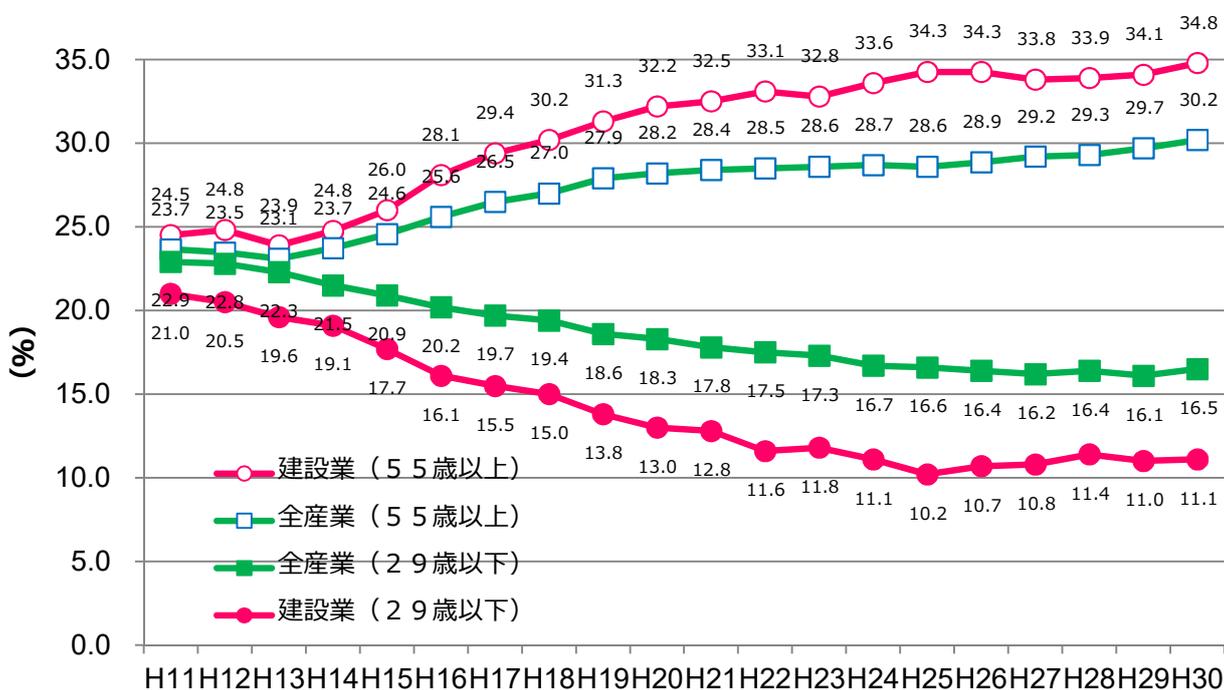
- ▶ 建設業者数はピーク時(H11年)から22%減少しているが、ここ数年は横ばいの状況
- ▶ 就業者数も建設業者数と同様の傾向
- ▶ 就業者数を年齢層別にみると、29歳以下が1割程度に対し、55歳以上が3割以上

許可業者数、就業者数の推移(全国)



出典：建設業許可業者数調査（国土交通省）、労働力調査（総務省）

建設業就業者数の年齢別割合(全国)

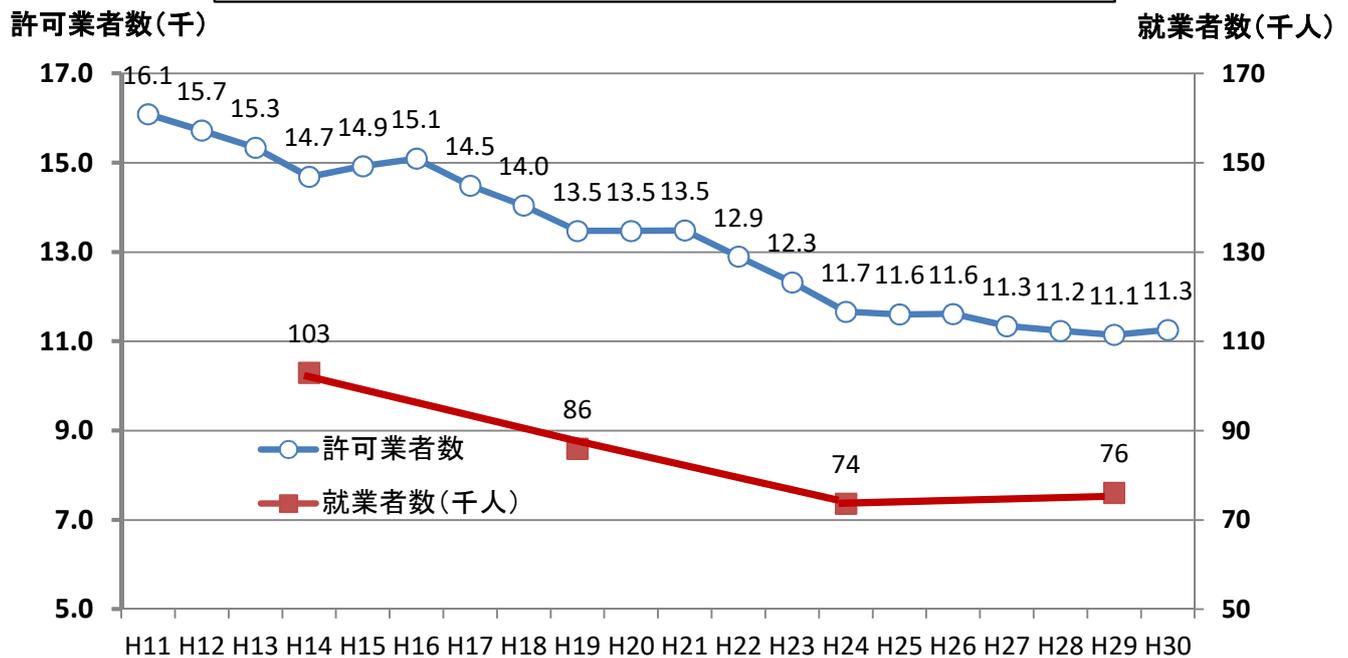


出典：労働力調査（総務省）

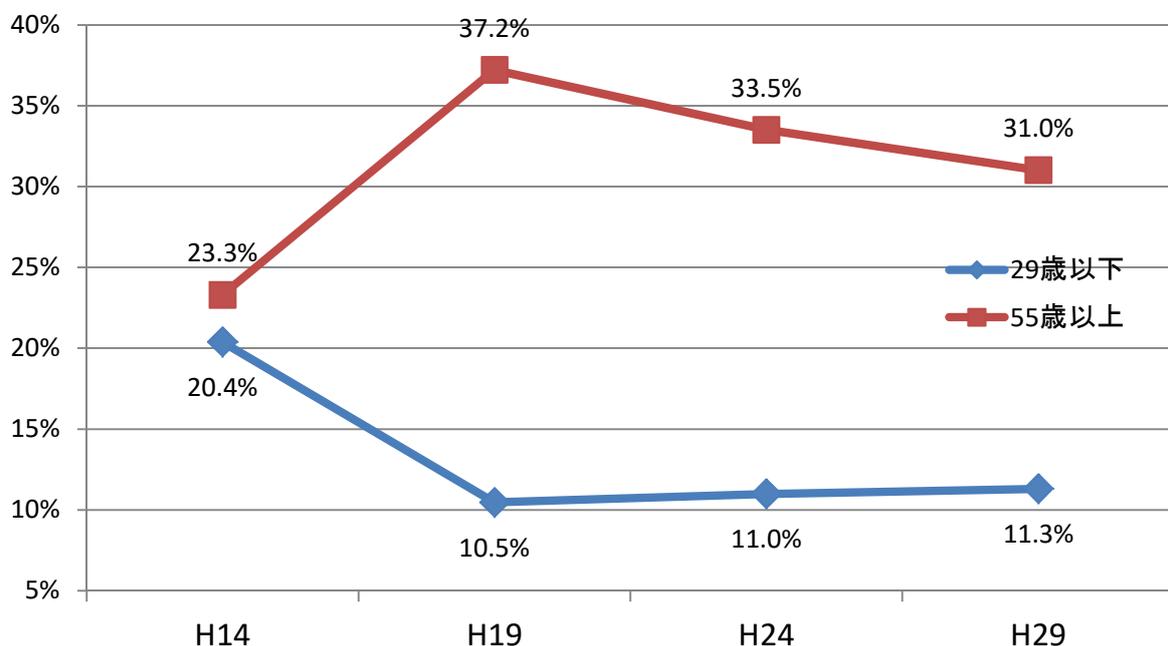
建設業の現状

- ▶ 府内の建設業者数はピーク時(H11年)から、全国数値を上回る3割の減少であるが、ここ数年は横ばいの状況
- ▶ 就業者数も建設業者数と同様の傾向
- ▶ 就業者数を年齢層別にみると、29歳以下が1割程度に対し、55歳以上が3割以上

許可業者数、就業者数の推移(京都府)



建設業就業者数の年齢別割合(京都府)

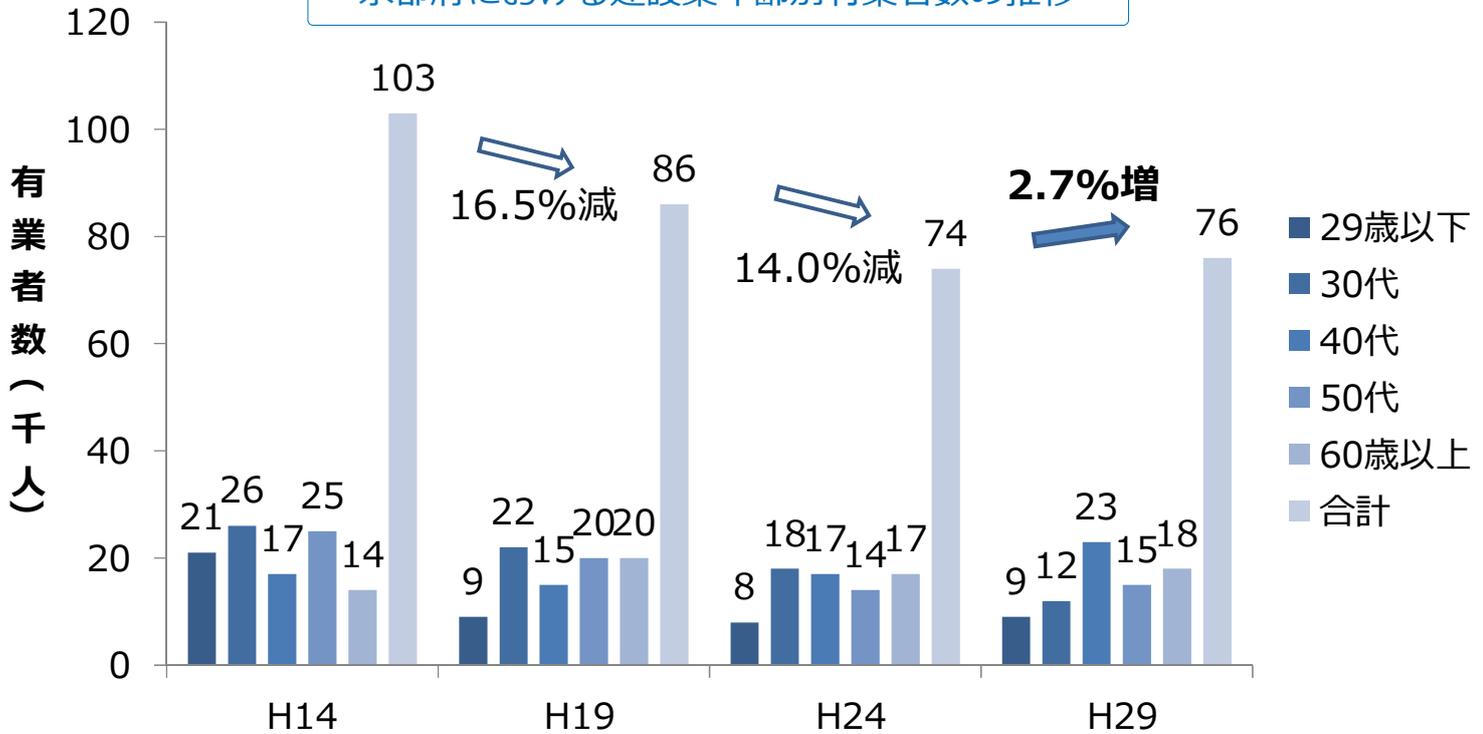


出典：建設業許可業者数調査(国土交通省)、産業構造基本調査(総務省)

建設業の現状

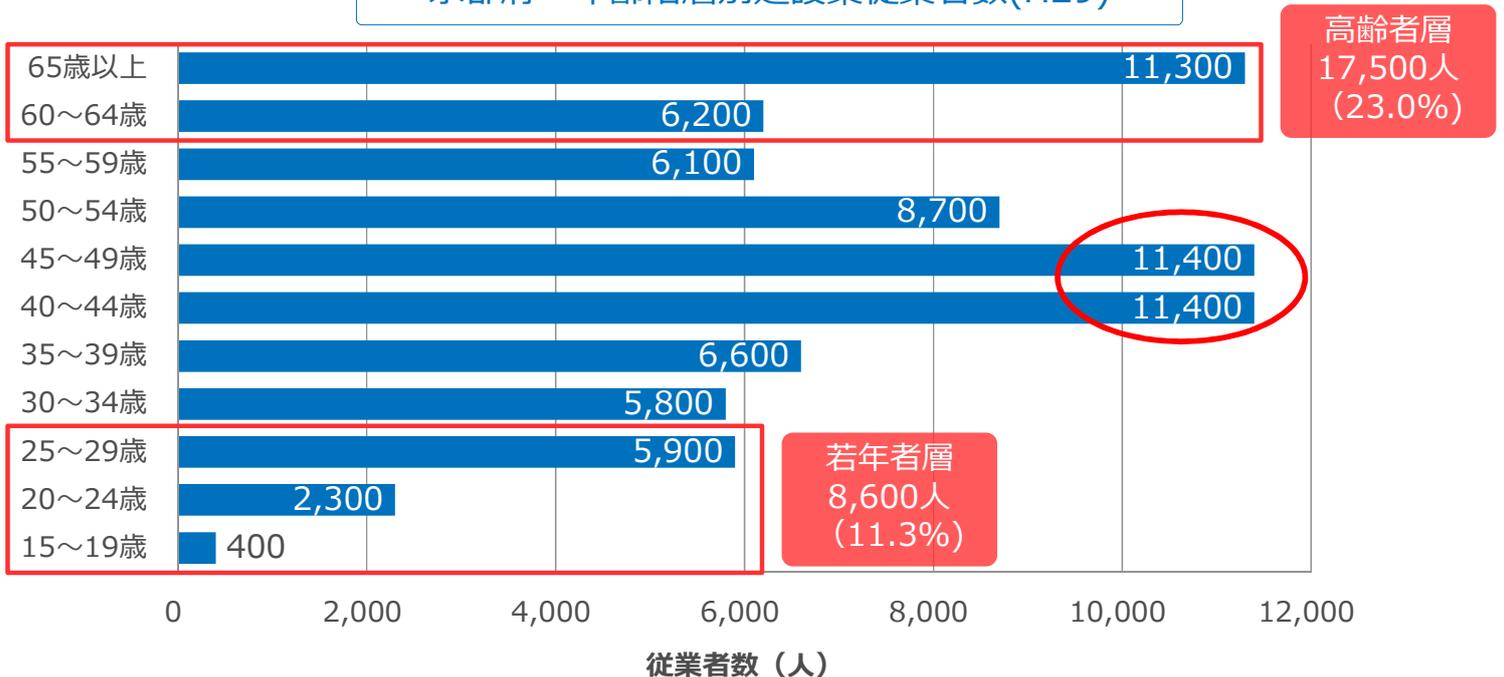
▶ 中間層の年代別数にもばらつきがあり、40歳代の割合が高く、将来的には高齢層の割合が高まると予想

京都府における建設業年齢別有業者数の推移



出典：産業構造基本調査（総務省）

京都府 年齢階層別建設業従業者数(H29)

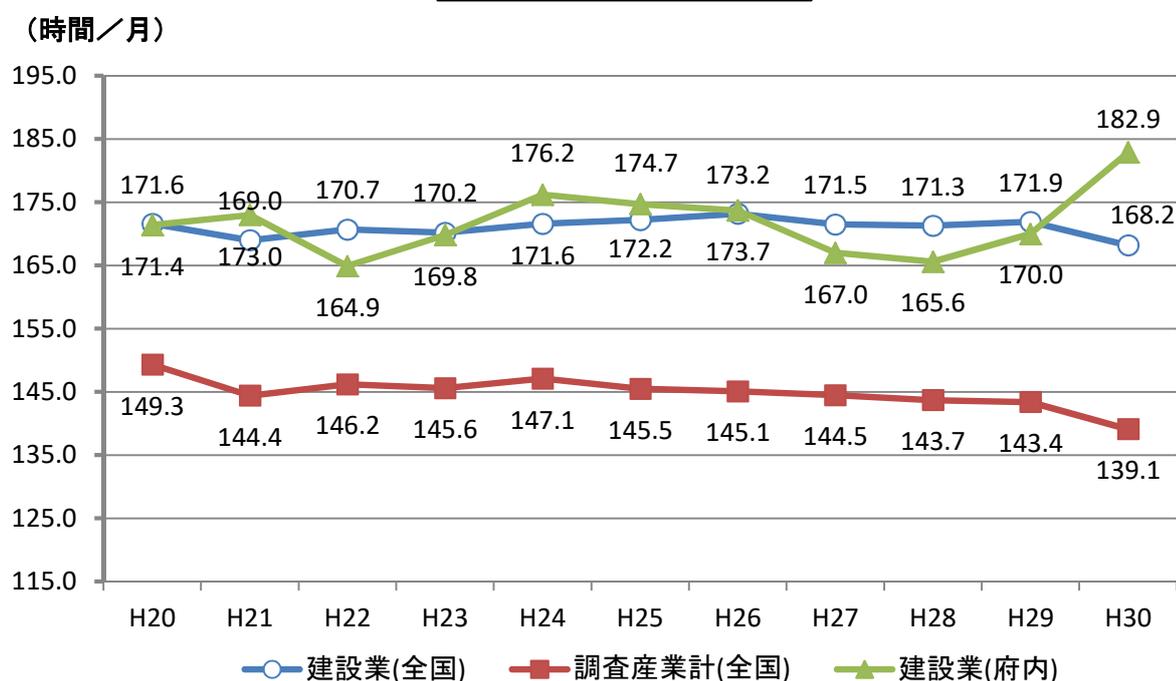


出典：産業構造基本調査（総務省）

建設業の現状

- ▶ 毎月勤労統計調査によると、建設業の平均月間就業時間は調査産業全体の平均より約29時間（2割）長い
- ▶ 他産業が暫減傾向にある中、建設業はほぼ横ばい
- ▶ 府内建設業では近年、増加傾向（H29からH30：約13時間／月増）

就業時間の推移



出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）

京都府発注工事の平準化の状況

- ▶ 府の発注工事における平準化率は平成28年度以降、徐々に上昇
- ▶ 平成30年度は0.79で、全国平均の0.75を上回っている。

京都府 発注工事の月ごとの稼働状況



※平準化率 = 4月～6月平均稼働件数 ÷ 年間月平均稼働件数

出典：コリンズデータより京都府建設交通部作成

新・担い手3法改正に伴う主な取組（公契約大綱、元下指針）

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>◎休日、準備期間等を考慮した適正な工期設定 <発注者></p> <div data-bbox="73 373 394 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【品確法 § 7(1)本文】 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、<u>公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。</u></p> </div> <div data-bbox="73 1177 394 1342" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【入契法 § 17(2)本文】 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法 § 7(1)⑥ <u>公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定すること。</u> ・建設業法 § 19 の 5 <u>注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。</u> ・同法 § 19(1) <u>建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</u> <u>④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容</u> ・同法 § 20(1) <u>建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。</u> ・入契法 § 17(2)⑤ <u>公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・品確法基本方針 第2 1 (5) <u>発注者は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数、工事の規模及び難易度、地域の実情等を考慮し、適正な工期を設定するものとする。</u> ・同基本方針 第2 1 (5) <u>国及び地方公共団体等は、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進するものとする。</u> ・品確法運用指針 II. 1-1 <u>工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。</u> <u>なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。</u> ・入契法適正化指針 第2 5 (i) <u>工期の設定に当たっては、…次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。</u> イ <u>公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）</u> ロ <u>建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間</u> ハ <u>工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間</u> ニ <u>降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数</u> ホ <u>用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間</u> ヘ <u>過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績</u> 	<p>記載なし</p>	<p>元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針への記載の対象外</p> <p>なお、元下間の工期設定については、P4 参照（適正な下請契約関係）</p>

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>◎休日、準備期間等を考慮した適正な工期設定(続き) 《設計変更に係る明許繰越費の活用等》 <発注者></p> <p>【品確法 § 7(1)本文】 発注者は、基本理念のっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、<u>公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)</u>の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。</p>	<p>・品確法 § 7(1)⑦ 設計図書に適切に<u>施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに</u>、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない<u>施工条件又は調査等の実施の条件</u>について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。<u>この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 1(5) <u>発注者は、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、契約後に施工条件について予期することができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。この場合において、工期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。</u></p> <hr/> <p>・品確法運用指針 II. 1-3 …その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。その際、<u>工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。</u></p> <hr/> <p>・入契法適正化指針 第2 5 (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、<u>用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合</u>において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、<u>施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。</u></p>	<p>記載なし</p>	<p>・第6 2(3)において、工事内容変更の際の請負額維持による実質的な請負代金の減額の禁止を記載済</p>

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>◎施工時期の平準化に必要な措置(債務負担行為、繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定等)</p> <p>【品確法 § 7(1)本文】 発注者は、基本理念ののっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、<u>公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)</u>の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。</p> <p>【入契法 § 17(2)本文】 適正化指針には、<u>第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p>	<p>・品確法 § 7(1)⑤ <u>地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は…国庫債務負担行為若しくは…債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>・入契法 § 17(2)⑤ <u>公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。</u> 〔再掲〕</p>	<p>・品確法基本方針 第2 1(4) <u>発注者は、計画的に発注を行うとともに…工期が1年に満たない公共工事についても、繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通じて、施工の時期の平準化を図るものとする。</u></p> <p>・品確法運用指針 II. 1-1 <u>工事の施工時期の平準化は、…ものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。</u> ＜発注見通しの統合・公表の実施＞ <u>計画的な発注を適切に実施するため、中長期的な工事の発注見通しについて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、…地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。</u> さらに、当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に、地域ブロック単位等で統合して公表する。 ＜繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し＞ <u>年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。</u> <u>また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適切な工期の確保が困難となる工事については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。</u></p> <p>・入契法適正化指針 第2 5(2) <u>計画的に発注を行うとともに、…次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。</u> ①債務負担行為の活用 <u>…年度当初に施工する必要がある工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる工期の設定を行う。</u> ②柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用) <u>発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。</u> ③速やかな繰越手続(繰越明許費の活用) <u>…などにおいて設計図書の変更の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用する手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。</u> ④積算の前倒し <u>債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。</u> ⑤早期執行のための目標設定 <u>4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。</u></p>	記載なし	元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>◎適正な請負代金、工期での下請契約 <受注者></p>	<p>・品確法 § 3(8) 公共工事の品質は…、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。</p> <p>・品確法 § 8(2) 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。</p> <p>・建設業法 § 24 の 3(2) 前項の場合において、元請負人は…下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。</p> <p>【同法 § 24 の 3(1)】 元請負人は、…下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。</p> <p>・入契法 § 11 各省各庁の長等は、…当該公共工事の受注者である建設業者に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び…営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。 ②…建設業法…第十九条の五…の規定に違反したこと。</p>	<p>・品確法基本方針 第1 …発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても、対等な立場で公正に、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期で締結され、その代金ができる限り速やかに、かつ、労務費相当分については現金で支払われる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。</p> <p>・同基本方針 第2 2 公共工事を実施する者は、例えば、下請契約において最新の法定福利費を内訳明示した見積書を活用し、これを尊重すること、請負契約において法定福利費の請負代金内訳書を活用し、法定福利費が的確に反映されていることを明確にすること等により、下請契約が適正な請負代金で締結されるようにするものとする。また、元請業者は、下請業者が建設業法等に違反しないよう指導に努めるとともに、下請契約の関係者保護に配慮するものとする。</p> <p>・品確法運用指針 V. 1 1 受注者等の責務 各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、…以下に示す内容等については特に留意する。 …、元請業者のみならず全ての下請業者を含む工事及び業務を実施する者は、下請契約を締結するときは、建設業法等関係法令にも留意し、下請業者に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期や履行期限を定めるものとする。</p>	<p><本編> III 府が取り組むべき内容 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 →「元請下請関係の適正化を推進する」 IV 公契約の相手方に求める内容 1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 →「元請下請関係適正化指針の遵守を求め」る旨記載済 <別紙> 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組 (1)元請下請関係の適正化 →「『京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針』を定め、その遵守を契約で義務化」を記載</p>	<p>・第6 1(2)において、「通常必要と認められる原価に満たない金額での下請契約締結の禁止」を記載済 ・第6 2において、元請負人に対し遵守の努力義務を記載済 (1)下請契約締結前の、「対等な立場での協議」、「施工条件、工期及び工程等の具体的な提示」、「見積期間の確保」 (2)「請負金額の合理性」、「適正な手順を踏まえた請負金額の決定」 ・第7において、下請契約に係る請負代金の支払について努力義務を規定 1 「下請代金の1月以内の支払い」、「できる限り短い期間内での支払い」 2 「請負代金の支払はできる限り現金払」、「請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短く」 ・下請工事契約時チェックリストに健康保険等の加入状況を記入する欄を作成済 ・第5 において、下請負人選定の留意事項を規定済(元請負人による下請負人への指導を担保) ・第14 において、契約遵守窓口の設置を規定済(適正な請負代金の締結を含む元下関係の適正化を担保)</p>

【建設業法 § 19 の 5】
注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>●技能労働者等の労働時間等労働環境の改善</p>	<p>・品確法 § 8(3) <u>受注者(受注者となろうとする者を含む。)</u>は、<u>契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 2 <u>特に技能労働者の労働環境の適正な整備に当たって受注者は、「建設キャリアアップシステム(CCUS)」について、活用促進に向けた発注者の取組とも連携しつつ、下請業者に対し、その利用を促進すること等により、個々の技能労働者が有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>・品確法運用指針 II. 1-3 労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。 こうした観点から、元請業者に対し<u>社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、請負代金内訳書への法定福利費の明示、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図る。</u> (略) <u>受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。</u></p>	<p><本編> III 府が取り組むべき内容 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 →「労働関係法令等の遵守徹底」、「元請下請関係の適正化推進」を記載済 IV 公契約の相手方に求める内容 1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保 →「労働関係法令等の遵守徹底を求める」、「元請下請関係適正化指針の遵守を求める」旨記載済 <別紙> 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組 (1)元請下請関係の適正化 →「労働関係法令等の遵守を契約に明記」、「『京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針』を定め、その遵守を契約で義務化」を記載済</p>	<p>・第9 1において、元請負人・下請負人に対し<u>遵守の義務を記載済</u> (1)適正な労働条件の設定・明示、文書交付 (3)毎月1回以上一定日での現金・全額・直接の賃金支払 (5)労働時間管理の適正化。労働時間短縮や休日確保への配慮 (7)雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入、保険料の適正納付 (8)常時使用する建設労働者に対する雇入れ時及び定期的健康診断実施 ・第9 2において、元請負人・下請負人に対し<u>遵守の努力義務を記載済</u> (3)健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対する加入指導 (4)労働者災害補償への適切な対応(任意の労災補償制度に加入する等) (5)建設業退職金共済組合への加入等退職金制度の確立 (6)使用する全建設労働者に対する健康診断の実施 (7)現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の必要に応じた整備 (8)技術及び技能の研修等教育訓練の実施 ・第9 3において、元請負人に対し<u>遵守義務及び下請負人への指導等の努力義務を記載済</u> (1)労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律の遵守 (2)労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付</p>

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>◎労災保険料等を的確に反映した予定価格の設定</p> <p>災害時の対応強化等</p>	<p>・品確法 § 7(1)①</p> <p><u>公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより、事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 1(1)</p> <p>発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。</p> <p>・品確法運用指針 II. 1-1</p> <p>予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、<u>工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。</u></p> <p>積算に当たっては、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、ICT の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する。また、<u>週休2日を確保すること等が重要であり、実態を踏まえて、労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上する。</u></p> <p>積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の労務単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を適切に反映する。…。当該積算において<u>適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努める。</u></p> <p>一方、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。</p> <p>・入契法適正化指針 第2 4 (1)</p> <p>予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、<u>法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。</u></p>	<p><本編></p> <p>II 基本方針</p> <p>公正な競争の下での公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。</p> <p>→「公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保」を記載済</p> <p><参考></p> <p>公共工事の積算にあたっては、国土交通省において各種積算基準(土木、建築、設計、測量、地質等)を整備。京都府においてもこれを準用</p> <p>・平成 27 年4月の品確法改正を受け、市場における労務・資材等の取引価格、施工の実態を的確に反映した予定価格を設定するため、土木工事積算基準を改定</p> <p>・毎年 10 月に公共事業労務調査を実施し、設計労務単価を決定。直近の労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映</p>	<p><参考></p> <p>・第9 3において、元請負人に対し遵守義務及び下請負人への指導等の努力義務を記載済</p> <p>(1)労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律の遵守</p> <p>(2)労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付</p> <p>・第9 1において、元請負人・下請負人に対し遵守の義務を記載済</p> <p>(7)雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入、保険料の適正納付</p>
<p>【品確法 § 7(1)本文】</p> <p>発注者は、基本理念ののっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、<u>公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)</u>の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。</p>				

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p>●災害等通常の積算では対応困難など時の見積徴収の活用</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">災害時の対応強化等</p>	<p>・品確法 § 7(1)②</p> <p>入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、<u>災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 1(1)</p> <p>予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じているとき、<u>災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、予定価格と実勢価格の乖離に対応するため、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。</u></p> <p>・品確法運用指針 III. 1-2</p> <p>災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。</p> <p><u>(1) 確実な施工確保、不調・不落対策 (実態を踏まえた積算の導入等)</u></p> <p>災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労務や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。</p> <p>・入契法適正化指針 第2 4(1)</p> <p>予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事に入札不調・不落が生じているとき、<u>災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。</u></p>	<p>記載なし</p>	<p>元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし</p>

【品確法 § 7(1)本文】

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害時の対応強化等</p> <p>●緊急性に応じた随契、指名競争等の適切な選択</p>	<p>・品確法 § 7(1)③</p> <p><u>災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 1(2)</p> <p><u>発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるものとする。</u></p> <p>-----</p> <p>・品確法運用指針 III. 1-1</p> <p><u>災害時の入札契約方式の選定にあつては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。</u></p> <p><u>災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施行実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。</u></p> <p><u>災害発生後の緊急対応にあつては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能なる者を選定することや、概算数量による発注を行った上で、現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。</u></p> <p><u>(随意契約)</u></p> <p><u>発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対応や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約を活用するよう努める。…</u></p> <p><u>(指名競争入札)</u></p> <p><u>災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであつて、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札を活用するよう努める。…</u></p> <p><u>(一般競争入札)</u></p> <p><u>入札参加要件の設定にあつては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用を努める。</u></p>	<p><参考></p> <p>II 基本方針</p> <p>◇ 災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保</p> <p>III 府が取り組むべき内容</p> <p>2 災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。</p> <p><別紙></p> <p>2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組</p> <p>(3)総合評価競争入札の活用</p> <p>災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。</p> <p>・入契法適正化指針 第2 2(1)④</p> <p><u>災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、品確法第7条第1項第3号に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、次のように会計法や地方自治法施行令等に規定される随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。</u></p> <p>1) <u>災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事のうち、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争に付することができないものにあつては、随意契約を活用する。</u></p> <p>2) <u>災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであつて、一定の期日までに復旧を完了させる必要があるなど、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札を活用する。</u></p>	<p>元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし</p>

	主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
災害時の対応強化等	<p>●建設業団体との災害協定締結、他の発注者との連携</p>	<p>・品確法 § 6 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。</p> <p>・同法 § 7(4) <u>発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>-----</p> <p>・建設業法 § 27 の 40 建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>・品確法基本方針 第2 1 (2) 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の37に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>-----</p> <p>・品確法運用指針 III. 3 <u>災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。</u> <u>災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。</u> <u>地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。</u></p>	記載なし	元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし

主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害時の対応強化等</p> <p>●公共工事事目的物の適切な点検、診断、維持、修繕等の実施</p>	<p>・品確法 § 3(6) 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。</p> <p>・同法 § 7(5) <u>国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>・品確法基本方針 第2 10 <u>国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めるものとする。なお、当該目的物の維持管理に関し、他の法令等で規定があるものについては、その規定に従って適切に維持管理を実施するものとする。</u></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・品確法運用指針 II. 1-4 <u>(工事の目的物の適切な維持管理)</u> <u>工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。)をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データや ICT の活用に努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。また、権限代行による事業の整備など、工事の発注者と工事の目的物を管理する者が異なる場合においても同様に、工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施するよう努める。</u></p>	<p>記載なし</p>	<p>元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし</p>

	主な論点	改正法令	基本方針等	公契約大綱	元下指針
生産性向上	<p>●情報通信技術の活用による検査・評価の実施、公共工事等の施工の効率化《受発注者》</p>	<p>・品確法 § 7(1)⑧ <u>公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。</u></p>	<p>基本方針等</p> <p>・品確法基本方針 第1 <u>これらに加えて、将来にわたる公共工事の品質確保のためには、より一層の生産性の向上が必要不可欠である。このため、調査等、施工、検査、維持管理の各段階における情報通信技術の活用等の i-Construction の推進等を通じて建設生産プロセス全体における生産性の向上を図る必要がある。</u></p> <p>・同基本方針 第2 6 <u>なお、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像など情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>・品確法運用指針 II. 本文 <u>…生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や電子納品(業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること、以下同じ。)のオンライン化等の推進に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。なお、ICTの活用に当たっては、情報保全を確実に行う。</u></p> <p>・同運用指針 II. 1-1 <u>(工事に必要な情報等の適切な把握・活用)</u> <u>工事の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。その際、BIM/CIM、3次元データや情報共有システム等ICTの積極的な活用を努める。</u></p> <p>・同運用指針 II. 1-3 <u>(工事中の施工状況の確認等)</u> <u>…また、ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。(受注者との情報共有や協議の迅速化等)</u> <u>…工事に関する情報の可視化・集約化を図るため、BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者と受注者双方の省力化の推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。</u></p> <p>・同運用指針 II. 1-4 <u>(適切な技術検査・工事成績評定等)</u> <u>…また、ICTの積極的な活用により、検査書類等の簡素化や作業の効率化に努めるとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。</u> <u>工事の実績等については、コリンズを積極的に活用し、発注者間での情報の共有に努める。</u> <u>さらに工事の成果は、将来の維持管理業務に有効活用出来るようにするとともに、将来のAI活用等によるデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領し、適切な期間保存する。その際、オンライン電子納品の推進に努めるとともに、データがクラウド上で簡単にアクセスできる環境を構築するよう努める。</u></p> <p>・同運用指針 II. 1-5 <u>発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関するICTの活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。</u></p>	<p>記載なし</p>	<p>元請・下請関係の適正化に係る規定ではなく、元下指針での記載なし</p>